

○財務省告示第三百三十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十三年九月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年十月六日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第三百十七回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律（平成二十三年法律第六号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募

五

方募

入 価 法 入  
 札 格 競 決  
 発 行 争 の  
 入 札 発 行 争  
 非 競 争 入  
 札 発 行 入  
 国 債 市 場  
 特 別 参 加  
 者 第 I  
 非 価 格 競  
 争 入 札 発 行  
 及 市 場 特 別  
 債 市 場 特 別  
 行 及 市 場 特 別  
 別 参 加 者 第 I

争 入 札 発 行 一 と い う 。  
 市 場 特 別 参 加 者 第 II 非 価 格 競  
 る も の に よ る 発 行 一 以 下 一 国 債  
 参 加 者 各 国 債 市 場 特 別  
 て 、 財 務 大 臣 が 各 国 債 市 場 特 別  
 し た 後 に 行 わ れ る 入 札 決 定 を  
 び 価 格 競 争 入 札 発 行 一 と い う 。  
 一 国 債 市 場 特 別 参 加 者 第 I 非  
 を 定 め る も の に よ る 発 行 一 以 下  
 場 特 別 参 加 者 各 国 債 市 場 特 別  
 で あ っ て 、 財 務 大 臣 が 各 国 債 市  
 競 争 入 札 発 行 一 と い う 。  
 競 争 入 札 発 行 一 と い う 。  
 と す る も の に よ る 発 行 一 以 下 一  
 て 得 ら れ る 価 格 を そ の 発 行 一 非  
 価 格 を 募 入 額 に よ り 加 重 平 均 し

各 申 込 み の うち 応募 額 の 高 い  
 も の か ら そ の 応募 額 を 順 次 割 り  
 当 て る 。  
 各 申 込 み の 応募 額 を 案 分 に よ り  
 割 り 当 て る 。  
 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 申  
 募 限 度 額 の 範 囲 内 に お い て 各 申  
 込 み の 応募 額 を 割 り 当 て る 。





十九 十八 十七 十六 十五 十四

十三 十二

払込期日 入札参加 払場所 元利支 償還金額 償還期限 第二期以後の利子

初期利子 入札発行 価格競争 別加場者 債市及び特 行及び国 争入札発 非価格競 者価格競 I 特別参加

平成二十三年九月二十日  
 財務大臣から通知を受けた者  
 日本銀行  
 額面金額百円につき百円  
 平成三十三年九月二十日  
 利子を支払う。  
 て、その日以前六月間に属する  
 を、その日及び九月二十日  
 毎年三月二十日及び九月二十日  
 毎年の三月二十日及び九月二十日  
 毎年の三月二十日及び九月二十日

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{11}{100} \times \frac{1}{2}}{1}$$

規定する期日について同じ。  
 規下次号及び第十五号において  
 下、その翌営業日に支払う（以  
 は、その翌営業日に支払うとき  
 期が銀行休業日に当たるとき  
 た金額を支払う。ただし、支払  
 期とし、次の算式により算出し  
 平成二十四年三月二十日を  
 年一パーセント  
 年一パーセント